

平成28年3月定例農業委員会議事録

(開会 3月25日(金)午前9時)

(欠席委員) 増岡和明委員

(事務局出席者) 宇佐美事務局長、廣戸事務局次長、山田主幹、
鈴木主任主査、塚崎主任主査、成田主査、農崎主事
(傍聴人) 0名

議長：ただいまから3月定例農業委員会を開催します。現在の出席委員は、18名です。議事録署名者の委員を選任します。本日の議事録署名者は、3番の清水義則委員、4番の近藤雅俊委員にお願いします。それでは、議事に入ります。

議長：議案第49号について、事務局からの説明を求めます。

【議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1 打越の件について、地元委員からご意見をお願いします。

近藤(雅)委員：立地基準に照らし合わせると合法的ですので別に問題はないと思います。ただ、申請者が豊田市に住んでおり、現在居住していない宅地の地目変更がなぜ必要なのかについて説明をいただきたいと思います。

議長：事務局で何か補足はありますか。

事務局：こちらの区域については、以前地籍調査を行ったと伺っております。その際から進入路はかなり狭く、また、当該申請地の東側の農地との高低差が大きく、田が低くなっているため、道路の拡幅については周辺住民の古くからの要望であったと聞いております。今回の申請は、進入路の拡幅のため、道路のセンターラインから2メートルを確保、道路幅員として4メートルを確保するために、農地の一部2.44㎡の転用となります。また、北側の宅地部分についても同様に、センターラインから2メートルを道路幅員として確保することです。周辺住民も利用されますし、将来的には公衆用道路として利用する意向も伺っています。

議長：その他に意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号1について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします

ます。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第49号 全員賛成1件》

議長：つづきまして、議案第50号について、事務局からの説明を求めます。

【議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1 打越の件について、地元委員からご意見をお願いします。

近藤(雅)委員：太陽光発電は、地球に優しい生活への実現とよく言われます。しかし、住宅地域では、特にパネルを目線以下の低地に設置する場合は、住民に負荷を与えるため、好ましくない側面もあります。好ましくない理由について説明します。反射光がまぶしいという点、輻射熱があるという点、高周波による頭痛が懸念される点、高温による冷房効果の低減が予想される点、景観への影響がある点の5点があげられます。地図を見ると、この地域は住宅が多いことが分かります。住宅地域の屋根の上であればパネルの設置についてもある程度は我慢ができますが、目線以下に設置されるというのは少し気になります。暑い時期にこの金属アルミニウムやステンレス製の構築物ができたときに、不快に感じる可能性もあります。このような意見が地元では出ているため、仮に、今の5点についての住民の不安を解消するような手段は可能でしょうか。

議長：事務局で何か補足はありますか。

事務局：本日欠席している増岡委員からも、住民側の反対の意向があるという懸念について、同様にご意見を伺っております。ほかの自治体の特に都市部では、太陽光発電施設の設置について問題視されている場合がございます。景観についてや低周波などについても徐々に問題視されているとも伺っております。しかし、近藤委員からいただいた住民の意見については、農地法では規制しづらい部分であります。農業委員会は、付近の農地に影響があるかないかということについては、意見を付すことが可能です。しかし今伺った理由では、農地法の中で扱える内容ではない部分となります。実際に太陽光発電施設の設置に係り問題となっている場所においては、景観法や民法などで係争されているようです。現在、自然エネルギーの利用を国も推進しているた

め、太陽光パネルについて各法律で縛ることがなかなか難しい状況と言われております。法律で太陽光発電施設の設置を規制することは、特に農地法として規制することは困難な状況です。農地法上の農地転用の許可要件を満たすかという点について、付近の農地に影響を与えるかどうかという部分でお話しします。当該申請地は住宅地には確かに近いのですが、この付近に農地があるかないか、日陰になってしまう農地があるかという点で判断すると、当該申請地は道路で分断されており、隣接する農地が少ないと位置図からも分かります。その中で、周辺農地へ影響を及ぼすかについても検討頂ければと思います。

議長：ただいま事務局から説明がありましたように、周辺の住民の生活に関することに農業委員会として意見を発することは、なかなか難しいと思います。あくまで、我々は農地を守る組織ですので、この開発によって周辺農地に大きな影響がある場合について、意見を付すことが出来ます。しかし、一般に多い転用事業である、分家住宅の建設場合であっても日陰が出来ますし、影響が全くないということではないかと思えます。宅地開発がされ、周辺の農地に大きな影響が出る場合は、農業委員会としては意見を言えますが、民々の係争の問題等に関しては、農業委員会は発言を行える立場ではないというのが事務局の判断であると思えますので、ご理解いただきたいと思えます。地元委員が言われる周辺住民の反対意見は、非常に傾聴するに値しますけれども、それを農業委員会で取り上げるのは難しいと私も思います。

木戸委員：少し事情を話しますと、土地所有者は昔から市内には住んでおらず、当該申請地の北側にある申請者所有の宅地については、長い間空き家となっていました。図面を見ると場所は分かると思いますが、空き家で荒れ放題な状況です。私としては、太陽光パネルを設置するのは、一時的なものではないかと思えます。申請地の北側の空き家については、去年売却されているようであり、敷地が広く開発をする場合には住宅が5軒程度建つとの話しも聞きます。ですので今回の計画については、一時的にパネルを設置するのではないかと思えます。現在申請地は荒れているため、太陽光パネルが設置されると景観が良くなると思っていたので、周辺住民のそのような反対意見があるとは思いませんでした。申請地の農地は、20年以上前は耕作されておりましたが、農業用水が通っていないこともありずっと荒れておりました。この申請地及びその北側を含めて、太陽光パネルの設置ではない別の宅地開発がされるのではないかと考えているのですが、いかがですか。また、私も長年農業委員を務めています。一般の方にとって、農地の区分である第3種農地という意味が難しいと思えます。その点についても、詳しく説明をお願いしたいです。

事務局：まだ、確定という形ではありませんが、申請地北側の宅地については、所有権移転のための動きがあると伺っています。農業委員会事務局にも、いろ

いろな相談をされておりますが、現状で確定しないため、宅地部分の事業について説明は出来ない状況です。しかし、当該申請地である太陽光パネル設置の部分については、この部分の地目が宅地ではないので、一時的にここに太陽光パネルを設置し、その後何かに変わること、特に住宅地になるということは、可能性的にはほとんどないと思われます。住宅開発については、都市計画法の許可を受ける必要があります、昭和45年以前から宅地であれば、この太陽光パネルの事業地も住宅地として変わる可能性もあると思いますが、申請地は古くから宅地であった状況ではなく、以前は田でしたので、住宅開発をすることは難しいです。都市計画法の調整が何か別の要件でとることが出来れば可能性もありますが、現状では北側宅地と一体の住宅地の開発は行えないかと思ひます。太陽光パネルの設置については住民より意見をいただけてるところですが、農地法としてはなかなか踏み込めない点をご了承いただきたいです。事務局としては、申請代理人も通じて、申請者へ、周辺住民からそういった意見がありましたので、周辺へ理解をいただくよう努めてくださいと働きかけるということは予定をしたいと思います。

議長：以前は、農地に分家住宅を建てたり、転用したりする場合は、周辺土地所有者の判をもらう必要がありました。しかし今は、隣接土地所有者の承諾は必要ないという方向に変わりました。当然、周辺への説明は必要ですが、現在では、印までは求めてはいけないという通達が出ています。それだけ開発業者に対しての過剰な負担を強いてはいけない状況です。当然、説明や話し合いは必要ですが、隣地土地所有者の了承が得られなければ開発が出来ない状況ではありません。その辺りは理解をいただきたいと思ひます。

鈴木(文)委員：土地改良区の同意はどのようになっていますか。

事務局：はい。愛知用水土地改良区、みよし土地改良区双方に、転用に関しては支障がないという意見をいただいております。

議長：当然、住民感情はありますし、地元委員としても周辺住民の反対意見等で懸念する部分もあると思ひます。しかし今回の案件については、農業委員会としては農地法上の支障があると言いつらいということで、事務局が先ほど申しましたように、地元の意見があるということを開発業者に伝えていただくようお願いするという事はどうでしょうか。

議長：その他に意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号1について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長：賛成多数により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達

することとします。

議長：続きまして、番号2 東山の件について、地元委員からご意見を申し上げます。

高橋委員：先ほど事務局から説明があったとおり、去年の12月農業委員会議の農振除外で審議し、適当である旨の意見を皆さんに頂いた案件となります。申請地のすぐ近くに申請渡人の住居があり、その息子が和食の飲食店の建築の計画をし、今回農地転用の許可申請となりました。場所的にも特に問題ないと思われます。申請者の意向としては、夏にでも店舗の開設をしたいとのことでした。特に問題ないと思いますので、審議の程、よろしくお願います。

議長：ただいま地元委員から説明のあった番号2について、意見のある方は挙手をお願います。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号2について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願います。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第50号 全員賛成1件、賛成多数1件》

議長：続きまして、議案第51号について、事務局からの説明を求めます。

【議案第51号 農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま、事務局から説明があったことについて、何か意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議長：意見等もないようですので、農用地利用集積計画の決定について、賛成の委員は挙手をお願います。

(全員賛成)

議長：本件について、全員賛成により決定することとします。

《採決結果：議案第51号、全員賛成》

議長：続きまして、議案第52号について、事務局からの説明を求めます。

【議案第52号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明があった件について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。議案第54号について、原案どおり承認することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、議案第52号について、原案どおり承認することとします。
なお、事務局においては、本案をホームページ等に公表し、地域の農業者からの意見を聴取してください。

《採決結果：議案第52号 全員賛成1件》

議長：続きまして、議案第53号について、事務局からの説明を求めます。

【議案第53号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：地域の農業者からの意見の聴取についてですが、ホームページ上だけでは、窓口では見ることは出来ないのですか。

事務局：庁舎1階に各行政文書を閲覧できる情報プラザという場所があり、こちらで皆さんに自由にご覧いただく予定です。

議長：ホームページをあまり見ない方が農家には多いと思いますので、ホームページに公表しても、そういう情報が農家の皆さんに全員行くかなと心配になりましたが、市役所へ来れば見られるのですね。

事務局：窓口でも閲覧できるように準備したいと思います。

議長：その他に意見等がある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。議案第53号について、原案どおり承認することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、議案第53号について、原案どおり承認することとします。

なお、事務局においては、本案をホームページ等に公表し、地域の農業者からの意見を聴取してください。

《採決結果：議案第53号 全員賛成1件》

議長：続きまして、諮問第6号について、事務局から説明を求めます。

【諮問第6号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま、事務局から説明のあった番号1 明知上の件について、地元委員より意見をお願いします。

岡本(清)委員：申請地の周辺は、申請地の南側及び西側の県道まで住宅がほとんど建っている状態です。耕作は、一部が家庭菜園のような形で耕作がされていますが、分家住宅を建築しても、特に周辺の農地には問題や影響はないと思いますので、審議の程、よろしくをお願いします。

議長：ただいま地元委員から説明のあった番号1について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号1について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であるとして、市へ答申することとします。

議長：続きまして番号2 明知下の件について、地元委員より意見をお願いします。

深谷委員：説明の前に事務局にお尋ねします。農振除外の申し出の段階ではまだ愛知用水土地改良区やみよし土地改良区の意見書、近隣の意見等はまだついていないですね。

事務局：はい、農振除外の申し出の際では、関係土地改良区の意見書の添付は求めておりません。

深谷委員：近隣の関係はどうか。

事務局：近隣住民や土地所有者の同意書というものも求めてはおりません。

深谷委員：ありがとうございます。明知下地区は農振地域が多いため、農振除外を伴い農地転用をする場合も多くあります。特に先ほどの打越の案件や、駐車場などの場合は都市計画法による規制がなく、なぜ住民説明会を事前に行わないのかという声が聞こえることも多く、問題となる場合も多いです。確か

にこういう申請の場合は、特に1,000㎡以上の計画の場合は、みよし市まちづくり土地利用条例で、公民館に事業計画の概要について掲載されてありますが、公民館の中まで行って確認する人は、なかなかおりません。そのため、知らない人も多いです。計画地の前に看板が立った時点で、何かできると周辺の住民が認識する状況です。そういう状況のなかで、特に農地に影響があるかについて、現状で判断するのはなかなか難しいと思います。申請地について、場所的にも問題ないと思いますし、本社は申請地の道の反対側近くの場所にありますので、選定理由としても問題はないと思います。しかし、地元の農家が反対したときにどこで改善できるかについて、整理しておきたい気持ちがあります。本案件について、3月27日に地元住民を集めて事業者から説明会をするという話は聞いております。しかし、まだみよし土地改良区、愛知用土地改良区の意見、行政区長の意見も聞いておらず、現段階で賛成していいかについて判断が難しいです。先ほどの審議の中で、農業委員として農地に影響がなければ意見を付すことはなかなか難しいので、今後も勉強をしたいと思います。明知下地域では、農振地域で分家住宅を建てたり、駐車場をつくるための申請が良くあります。今回の申請については、地元の企業ですので、反対は出ないだろうと思っておりますが、それ以外の企業等の場合に、どこでどのように地元での意見聴取をしていけばよいかは大事な点だと思います。こういう地元説明会には必ず農業委員は来てくださいますので、農業委員としての意見を聞かれた際に、どのように発言をしていくかという点もあります。この辺りを教えていただきたいと思います。番号2については、反対ではありませんので、お願いいたします。

事務局：農振除外の手続きについて説明いたします。農振除外と略称のような形で審議していただいておりますが、正式には農業振興地域整備計画をみよし市が変更することに対する意見を、市長から農業委員会へ聴取があったため、審議いただいている状況となります。同じ法律の規定に基づき、市長から関係土地改良区、農業協同組合へ同様に、意見を求めているところです。先ほど申請書に関係工区長の意見書の添付を求めてないと申し上げましたが、申し出後に市長から各関係団体へ意見照会を行うため、その際に意見は聞くこととなります。その後、愛知県の同意をいただきながら、市が農業振興地域整備計画の図面の一部を変更することが、いわゆる農振除外の手続きとなります。関係土地改良区のそれぞれの地区では、工区長や地元の農業委員を含めて、いろんな意見を集約して頂いていると思いますが、法の手続としては農業委員会も土地改良区も同じような取り扱いとなり、それぞれに市長へと意見書を配付して意見をいただいた上で、最終的に計画を変更すべきかをどうかということ、市が判断する流れとなります。

深谷委員：土地改良区、愛知用水の役員に確認したところ、土地改良区、愛知用水の役員については、文書が来てから検討するとのことでした。地元全体とし

て考えた場合、さっきの打越の問題と一緒にですが、農業委員会だけ先行して進められる問題ではないと思います。時期的には、地元での説明会の前であり意見聴取の前の段階であるため、賛成の意見を言いつらい状況でもありません。

事務局：委員の言われる点である、実務を行う部分と法手続の部分とでは乖離する部分が出てきてしまっています。事務局としても窓口でのお願いという範疇にはなるものの、事業計画者、またはその代理者が相談に来た際、農振除外するということや申出書を受理することもやむを得ないと判断がついた段階で、できるだけ早く地元や土地改良区へ話をしてくださいと伝えております。これからもできるだけ早い段階で関係する方へ情報が伝わるように窓口での指導を続けていきたいと思っております。

深谷委員：もう一つ伺いますが、みよし市のまちづくり土地利用条例は、先行での手続きですか。

事務局：先行になります。

議長：その他に意見等がある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号2について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2について、適当であるとして、市へ答申することとします。

議長：続きまして番号3 明知下の件について、地元委員より意見をお願いします。

深谷委員：申請地は、土地改良を行い分家住宅用地として換地された地域の隣接地となります。明知下の区域では分家住宅について説明会等も求めておらず、あまり問題ないという意向を持っています。区長、土地改良区、愛知用水土地改良区の役員、農業委員などで、地域として取り決めております。特に地元の分家住宅で、人口が増えればみよし市も活性化するであろうと思われ、特に問題はないと思っております。

議長：ただいま地元委員から説明のあった番号3について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号3について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号3について、適当であるとして、市へ答申することとします。

議長：続きまして番号4 蒔生の件について、地元委員より意見を申し上げます。

清水委員：説明がありましたように、農産物の直売のため、農振除外をするという話です。事務局でも基準等のそれぞれを確認され、間違いがないと思います。地元土地改良区の役員と協議したところ、店舗での申請であり、店舗であれば汚水排水などの関係が、普通の住宅とは若干違うのではないかという意見がありました。万が一、トイレ等が計画されるのであれば公共下水等が望ましいという点の話がありました。申請地の南側は農業用の排水であるため、仮に浄化槽等の場合であると、その後の管理が心配されるということ、土地改良区の役員等で意見が出ました。もう1点ですが、店舗であるので乗り入れが設置されると思います。住宅であればそこまで出入りする人は少ないと思いますが、店舗であれば出入りが多いと思います。もう少し進入路を広げていただきたいという意見もありました。以上の2点について意見もありました。当然許可基準に適したものであるので問題ないと思いますが、他との調整の中、このような意見が出てきたという点を報告いたします。

事務局：現在預かっている排水計画では、合併浄化槽により、敷地の東側の用水路に放流する計画です。また、乗り入れ口については、敷地の南側には県道で接していますが、西側に乗り入れ口を設ける計画となっております。また、乗り入れの際には、県道と敷地の間に水路があるので、こちらと乗り入れの手続をした上で設置する形となっております。事業計画者へは、地元からそういった意見があったということをお伝えたいと思っております。また、特に乗り入れについては、関係する県の機関との手続もありますので、交通の安全に配慮についても協議されるとは思いますが、できる限りそういったところに配慮するようにつけ加えて伝えたいと思っております。

議長：その他に意見等がある方は挙手をお願いします。

木戸委員：計画では店舗ということで、駐車場が必要であると思います。申請地面積は195㎡であり、建物面積が約50㎡ですが、駐車場は足りるのですか。

事務局：今回計画される店舗の建築面積が50.35㎡です。立ち上がって間もない法人であるため、まずは、自分たちの生産しているものが消費者に直接届けられるだけのスペースを確保して、店舗の計画をしたいということです。過大な面積の転用を控えたということで、195㎡の除外面積となっております。将来的なことは、また法人の事業の展開を見ながらということになります。仮に法人が、今回計画する店舗の面積を拡張し、農産物を消費者に広めたいということであれば、またその時点で販売計画などを聞き取りながら相談に乗っていきたいと思っております。

鈴木(文)委員：事務局の指導で小さくしたのではないですか。

事務局：事務局からそういった指導はしておりません。計画した事業者の判断とな

ります

議長：必要が出てくれば、また除外するということですね。

事務局：はい。

鈴木(文)委員：先ほど浄化槽についても話が出ましたが、この集落は下水道の区域ですけど、下水の区域に入っていないと思います。申請地は幹線まで距離があるので、下水道管を敷設すると高額となると思われれます。今は、合併浄化槽の処理でしっかりしたきれいな排水が出ますので、心配はいらなと思います。

議長：その他に意見等がある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号4について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号4について、適当であるとして、市へ答申することとします。

議長：続きまして番号5 高嶺の件について、地元委員より意見をお願いします。

光岡委員：申請人は、祖父の代から高嶺に住んでおり、私も孫の分家住宅を建てたいという相談を受けました。農振農用地であるため難しいということをご心配されておりました。昨年、祖父が亡くなり相続が発生し、申請者の父が相続を受けました。その後親族間で今後のことを相談した結果、長男については跡取りとして敷地内に住宅を建て、申請者についても農地の半分を今後管理するとしてまとまったようです。申請者も農地を管理するために農地の周辺に住宅を建築したいと思い、今回の申請となりました。現在はアパートにて生活しているようです。申請地は、住宅が隣にもあり、上下水道、電気などのインフラ設備は問題なく確保できる状況のようです。周辺農地に対して、こちらを宅地にしたとしても悪い影響を及ぼすことはないと思います。

議長：ただいま地元委員から説明のあった番号5について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号5について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：賛成多数により、番号5について、適当であるとして、市へ答申することとします。

《採決結果：諮問第6号、全員賛成4件、賛成多数1件》

[報告事項]

1 平成28年2月分農地転用届出の受理状況について

(事務局説明)

議長：ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

(意見、質問等なし)

議長：以上で予定していました議事等は全て終了いたしました。これをもちまして、議長の職を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

事務局：その他連絡事項について、事務局から説明をさせていただきます。

- 1 個人番号の収集について
- 2 農業委員会系統組織の活動概要について
- 3 平成27年度補正・平成28年度農林・農業委員会関係予算と組織対応について
- 4 遊休農地に関する措置の計画的な実施について
- 5 平成28年度 農業関係当初予算内訳について

事務局：以上をもちまして、3月定例農業委員会議を終了いたします。一同ご起立下さい。一同礼。